

宮城県告示第六百五十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和元年七月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 起業者の名称 石巻市

二 事業の種類 市道元明神大街道東二丁目線新設工事（宮城県石巻市門脇字元明神地内から同市門脇字浦屋敷地内まで及び同市大街道東三丁目地内から同市大街道東二丁目地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

三 起業地

1 収用の部分 宮城県石巻市門脇字元明神、門脇字元捨喰、門脇字捨喰及び門脇字浦屋敷、同市大街道東三丁目及び大街道東二丁目地内

2 使用の部分 宮城県石巻市門脇字元捨喰及び門脇字捨喰地内

四 事業の認定をした理由

次のとおり、法第二十条各号に規定する要件を充足するものと認められる。

1 第一号要件 申請に係る事業は、宮城県石巻市門脇字元明神地内から同市大街道東二丁目地内までの延長三、五八キロメートルの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「市道元明神大街道東二丁目線新設工事及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第四号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第三条第一号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足するものと認められる。

2 第二号要件 市道元明神大街道東二丁目線（以下「本路線」という。）は、道路法第八条の規定に基づき石巻市長が市道に認定した路線であり、同法第十六条の規定により石巻市が道路管理者であることなどから、起業者である石巻市は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足するものと認められる。

3 第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本路線は、宮城県石巻市門脇字元明神地内を起点とし、同市大街道東二丁目地内を終

点とする延長三．五八キロメートルの路線である。

本路線が通過する宮城県石巻市本庁地区は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、多くの生命及び財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けたものである。本路線は津波等の災害時に避難路を相互に連絡する役割等を担う路線であるが、本件区間に対応する市道元明神元捨喰線、市道中浦中屋敷線、市道中浦橋釜北橋線、市道三ツ股築山境線、市道築山・大街道南境線、市道大街道南二丁目八号線、市道大街道東三丁目十四号線、市道大街道東二丁目一号線及び市道双葉町大街道東二丁目境線（以下これらを「現道」という。）は、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）に定める車線幅員等を満たさない区間が存在するとともに、歩道が設置されていない区間が多数存在するなど、津波等の災害時の円滑な避難に支障を来す状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が新たに整備されることから、津波等の災害時に安全に避難ができるとともに、安全かつ円滑な自動車交通の確保にも寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成三十年一月から同年十一月にかけて、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (二) 本件事業の施行により失われる利益について

上記の環境影響調査等によると、本件事業の施工区域及びその周辺の土地において、植物については、学術上又は希少性等の観点から重要な種は確認されておらず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき種は確認されていない。動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミナミメダカ、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物に絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているトモンハナバチが確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息環境が広く残されることなどから影響は小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が一箇所存在するが、起業者は、宮城県教育委員会との協議の結果、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (三) 事業計画の合理性について

「市道元明神大街道東二丁目線新設工事」（以下「本体事業」という。）は、線形等の良好な道路を整備し、津波等の災害時に安全に避難させることを主な目的として、道路構造令による第四種第三級の規格に基づく二車線の道路を建設する事業であり、本体事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。また、本体事業の事業計画は、平成二十五年一月二十五日に都市計画決定された都市計画と、交差点形状等を除き基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う市道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

#### （四） 比較衡量について

（一）で述べた得られる公共の利益と（二）で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると判断されるとともに、（三）で述べたとおり、本件事業の事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足するものと認められる。

#### 4 第四号要件

##### （一） 本件事業を早期に施行する必要性について

3（一）で述べたように、現道は津波からの避難に支障を来す状況にあるなど、安全に避難できる道路を確保する必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### （二） 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要性があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足するものと認められる。

#### 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

石巻市役所（建設部都市計画課）